

東成区区政会議 開催要綱

(趣旨目的)

第1条 この要綱は、区における総合行政の推進に関する規則（以下「規則」という。）第12条第13項の規定に基づき、東成区区政会議（以下「区政会議」という。）の開催について、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 規則第12条第2項に規定する「区長が適当と認めるもの」は、次のとおりとする。

- (1) 区内で公益活動を行う団体から推薦された者
- (2) 区政会議の委員に応募した者
- (3) その他、区政会議の目的を達成するために区長が適当と認めた者

2 委員を委嘱する期間は、概ね2年とする。

(部会)

第3条 規則第12条第11項の規定により、区政会議に部会を置く場合は、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 部会に属すべき部会員は、区長が指名する。
- (2) 部会に部会長を置き、部会に属する部会員の互選により定める。
- (3) 部会長は、部会の議事を進行する。
- (4) 部会は、区長が招集する。
- (5) 区長が必要と認めるときは、会議に部会員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

附 則

この要綱は、平成23年8月19日から施行する。